

一般社団法人環境資源工学会 著作権規程

制定・施行 2020年12月 9日

改定 2021年12月17日

第 1条 一般社団法人環境資源工学会（以下、「本会」という）が編集発行する「環境資源工学」誌およびその他全ての編集発行物（以下、「編集発行物」という）に掲載された論文・報告等の著作物に関する国内外の一切の著作権は、本会に帰属する。ただし、本会と本会外の第三者との間の受託契約等に特別の定めがある場合を除く。

2 前項によらず、当該著作者が自ら編集発行物に掲載された個々の著作物の非商業的・商業的利用の目的で、使用、公表又は翻訳・翻案等して利用することについて行うことは妨げないが、利用に際しては、当該著作物が本会の発行した編集著作物に掲載されたものであることを明記することを要する。

第 2条 前条の許諾、ならびに許諾の条件の決定の委任に関して、個々の著作者は投稿又は寄稿する際、別に定める承諾書を本会に提出するものとする。なお、承諾書の提出がなくても、編集発行物への掲載を妨げるものではない。

第 3条 編集発行物の内容については、当該著作物の著作者自身が責任を負うものとし、当該著作物について第三者の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争等が生じた場合にはその著作者自身が責任をもって処理にあたるものとする。また紛争等によって本会に損害を与えた場合には、当該著作物の著作者は本会に対して損害を補填するものとする。

第 4条 本規程の改廃については、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

付 則 本規程は「一般社団法人環境資源工学会編集著作物に関する著作権規定」を改定し、「一般社団法人環境資源工学会著作権規程」として制定・施行するものである。なお、施行日以前の編集発行物についても本規程は適用される。